

第18章 資金調達

1. 近年の日系企業の資金需要、調達手段

2025年3月に現地調査を行った時点では、タイにおける日系企業の資金需要は少なく、自社の剰余金を充てられる状態であるか、積極的な設備投資を行っていない等の理由から資金調達を要さない企業が多かった。一方で、いくつかの企業では、地場の銀行よりも有利な条件で借りることができるという理由で、日系銀行からの借入を行っていた。

日系企業の資金調達手段としては、自己資金（内部留保含む）で賄うか、日系銀行からの借り入れを行うケースが多い。タイでは外資系企業の資金調達に関する規制はなく、現地でのバーツ建てや外貨建ての借入や、海外からのバーツ建てや外貨建ての借入も自由に行うことができる。ただし、グループ会社以外への外貨貸付には5,000万米ドル相当の上限が設けられており、また、タイ国外向けのバーツ建貸付は個々の案件ごとにBOTの事前認可が必要である。日系企業の中には、タイ子会社の業績が好調で、子会社から日本の親会社に貸し付けるケースも珍しくないようである。

なお、2019年6月に関連会社間での金融取引に関する外資規制が緩和されている。これまででは関連会社間であったとしても借入・貸付をする場合、外国人事業法により、外資法人にはFBL（外国人事業許可証）の取得が必要とされていたが、①25%以上の株を持っている株主、②一方の社の50%以上の株主がもう一方の社の50%超の株主である、といういずれかの条件を満たした場合、外国人営業許可証（Foreign Business License：FBL）を取得せずに関連会社間で貸付ができるようになった。

タイに進出している邦銀の動向として、製造業をはじめとした日系企業の大規模投資は減少している一方で、飲食業をはじめとしたサービス業の小規模投資の需要は一定程度あるようである。また、地場企業向けの貸出を積極的に行うほか、タイ国外への進出を予定する企業に対する貸出、海外進出のコンサルティングをセットで行う銀行もあった。具体的には、CPグループやタイ・ビバレッジを有するTCCグループのようなタイの財閥系企業、サイアム・セメント等の王室系企業、大手民間タイ企業と、「マルチナショナル」と呼ばれる欧米の多国籍企業への貸し出しも増えている。ただし、銀行によっては、マルチナショナル向けは為替やデリバティブのトランザクションが中心で、貸付等についてはシンガポール拠点で行っているところもある。

株式の上場、社債の発行は、進出日系企業の間では主要な資金調達方法ではないようである。日系企業の中で、SETに上場しているのは限定的であり、またバーツ建て社債の発行も、一部のリース会社や銀行等、金融セクターの企業に留まっている。

2. 商業銀行からの借入

タイでは、借入金利の指標として、①当座貸越優遇金利（Minimum Overdraft Rate：MOR）、②最優遇貸出金利（Minimum Lending Rate：MLR）、③小口貸出優遇金利（Minimum Retail Rate：MRR）の3種類がある。バーツ建で短期借入をする際には①のMORが基準となり、信用力に応じてスプレッドが上乗せされる。②のMLRは、企業向けのプライムレートに相当する。③のMRRは地場銀行が地場の企業向け等に小口の貸出を行う際の金利として使用される。

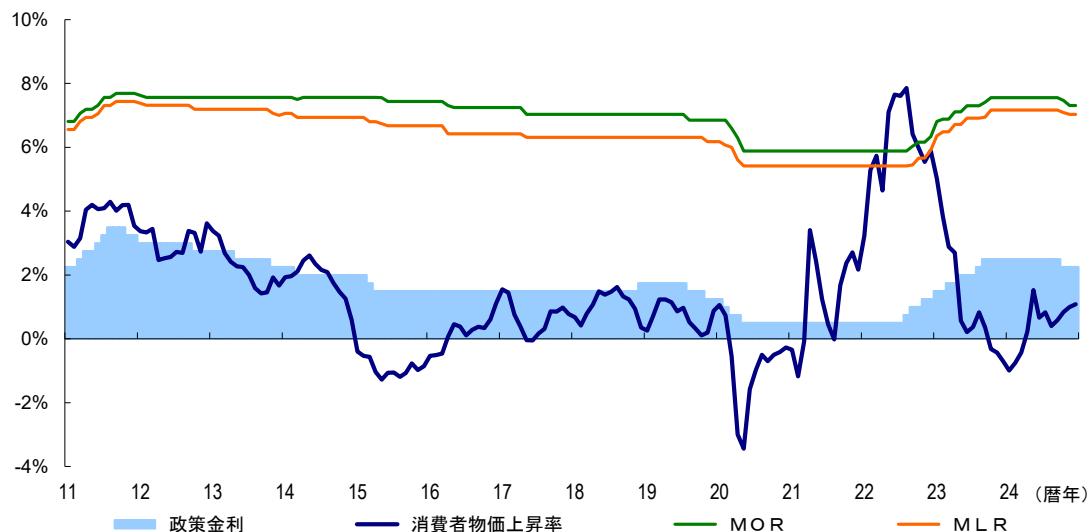
日本企業がタイに進出する場合、日本国内でタイ拠点を有する邦銀との取引がある場合であれば、当該邦銀のタイ拠点で口座を開設することが可能である。日系企業のタイ子会社が、タイの邦銀から借入をする場合、通常は日本国内の親会社から保証を差し入れることとなる。しかし、中には日本の親会社よりもタイ子会社の方が、財務信用力が高いケースもあり、タイ子会社から日本の親会社への貸付を行っている企業もある。このような企業については、日本の親会社からの保証が必要とされないこともある。

なお、邦銀タイ拠点での口座を開設しない場合は、地方銀行の提携地場銀行（Bangkok Bank や KASIKORNBANK）に地方銀行の斡旋で口座を開設するケースが多い。その際、一部の地方銀行ではクロスボーダーのバーツ建て融資も実施している。それ以外のケースでは、地方銀行が提携地場銀行にスタンダードバイ・クレジット（海外現地法人の現地借入等に対する保証の手段。日本の取引銀行が発行する信用状）を差し入れ、地場銀行から借入を行うことが多い。

銀行の融資基準は各行の経営方針により異なるが、邦銀の場合は親会社保証、タイでの事業計画や商流の確度を重視し、地場銀行の場合は物的担保価値を重視する傾向にある。ただし、地場銀行の場合は、現地の工場・設備等を担保に入れることも可能だが、評価基準が明確ではなく、担保徵求手続が複雑で時間もかかるため、スタンダードバイ・クレジットや親会社保証を利用することが多い。

図表18-1が示すとおり、コロナ禍において、長らく政策金利（翌日物レポ金利）は0.5%に据え置かれていたが、インフレ抑制を念頭に、2022年8月、10月、11月、2023年1月にそれぞれ0.25%の利上げが行われた。その後、経済の下振れリスクなどを考慮し、2024年10月には2.50%から2.25%、2025年2月に2.00%に引き下げられた。コロナ禍からの経済回復の継続と、中小企業の金利負担軽減の観点から、タイ政府が政府系金融機関に対して年内は貸出金利を急激に上げないよう求めたこともあり、民間金融機関の貸出金利にもこれまで顕著な上昇はみられなかった。2025年3月のインフレ率は0.84%で、中央銀行の目標値である1~3%を下回っている。経済の低迷を受け、今後の変動にも注視が必要である。

図表 18-1 政策金利・インフレ率・主要金利の推移



(出所) BOT より作成

3. 証券・債券市場からの資金調達

タイには証券取引所があるため、株式公開・上場による資金調達も可能である。SET の上場審査基準の中には、①株式公開後の払込資本金が 1 億バーツ以上であること、②直近 2 期または 3 期の事業活動からの純利益の合計が 1 億 2,500 万バーツ以上、かつ前年度の同利益が 7,500 万バーツ以上であること、③上場後の浮動株比率が 30% 以上であること（払込資本が 3 億バーツ未満の場合に適用。30 億バーツ以上の場合は 20%、払込資本が 3 億バーツ以上 30 億バーツ未満なら 25%）等の基準が設けられている。また、コーポレート・ガバナンス等についても実質的な審査が行われ、上場後も財務諸表の提出等の義務が課せられる。

タイには外資規制があり、外国企業が事業活動を行える業種は制限されているが、持株会社や製造業は規制の対象外となっており、子会社のまま上場も可能で、特に持株会社については、タイへの誘致を目的に、要件を緩和した上場基準が設けられている。2022 年 2 月には、上場後の金融アドバイザーの利用期間の短縮等、外国企業の上場に関する規制緩和が進められていることからも、外国企業にとって魅力的な市場になっているといえる。